

東日本大震災の対応状況

凡 例

○ 災害時の対応

➤ 事前の準備

①地震発生直後（直接被害への対応）

※広報活動については、広報が必要な項目において災害対応内容の表中に記載している。

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、 ボランティア等】
1	地震動による被害対応	<ul style="list-style-type: none"> 強い揺れによる建物被害、停電・断水・通信の途絶等 家具、什器等が転倒し、人的被害が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化、家具固定の推進（耐震化に伴う補助等の実施） 代替拠点の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の耐震化 家具の固定 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の什器等の固定 ＜建築業者等＞ 耐震診断・耐震化に係る不安を払拭するための相談等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の所管施設における耐震対策 代替拠点の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の家具固定の代行ボランティア 倒壊危険のあるブロック塀を地域内から撤去
2	津波対応	市街地や沿岸から離れた地域まで広範囲に浸水	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な避難実施を広報（防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール等） ➤ 津波ハザードマップ見直し、配布、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な避難の実施（家族と合流等の行動を取らない） ➤ 避難場所、ルートの事前確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な避難の実施 ○堅牢な建物の高層階、屋上等への移動 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な避難実施を広報 ＜港湾管理者＞ ○水門、閘門の閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水が予想される範囲を予め想定し、地震発生時に迅速にその場を離れる
		停電等に伴う津波警報等の伝達の不徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○津波警報等の伝達状況確認、防災行政無線の確実な発信 ➤ 防災無線の停電対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○停電の発生時は、津波情報を検索することを徹底（ラジオ、インターネット、防災行政無線等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○停電の発生時は、津波情報を検索することを徹底（ラジオ、インターネット、防災行政無線等） ➤ 工場等、放送設備のある場合は避難情報の内容を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ＜通信事業者＞ ○携帯電話（エリアメールへの津波警報の周知 ＜マスコミ＞ ○津波情報をラジオ、テレビ、インターネットで周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ単位での避難情報伝達（特に要援護者への情報伝達）
		初動の遅れ、交通渋滞による逃げ遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ○警察による交通整理 ➤ 県警の被災防止 ➤ 逃げ切れない地域の土地利用規制 ➤ 津波避難訓練、避難路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○極力、車を使用しないで避難を実施 ➤ 沿岸部での津波避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 沿岸部での津波避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ＜交通機関＞ ○安全な場所へ利用者等を搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者の避難支援 ➤ 地域で要援護者を助けるためのルール等の検討
		津波避難ビル等、緊急避難が可能な場所の不足による被害拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○公的施設（上層階）の開放 ➤ 津波避難ビルの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波避難ビルへ直ちに避難 ➤ 津波避難ビルの場所を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等のビルの開放 ➤ 住民等と連携した津波避難訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等のビルの開放 ➤ 住民等と連携した津波避難訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 津波避難ビルの場所を確認

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
3	火災被害 (津波火災)	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊建物等からの出火 木造住宅密集地域での延焼 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊の派遣要請 ○航空機による消火活動 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公設消防の対応力強化 ➢ 緊急消防援助隊の派遣要請体制等の確立 ➢ 緊急消防援助隊の受入れ拠点等の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民（自主防災組織等）による初期消火 <ul style="list-style-type: none"> ※津波浸水地域を除く ➢ 住民等による初期消火の意識・技能向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の消防隊による初期消火 <ul style="list-style-type: none"> ※津波浸水地域を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防（緊急援助隊含む）による消火活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民（自主防災組織等）による初期消火 <ul style="list-style-type: none"> ※津波浸水地域を除く ➢ 住民等による初期消火の意識・技能向上
		<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、塩水によるショート、漏電や地震による半断線、漏電等に伴い出火 <ul style="list-style-type: none"> ※東日本大震災：1都10県で286件の出火 津波で流出した家屋、自動車、がれき等を介して延焼 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波火災の発生箇所の把握 	<ul style="list-style-type: none"> — (津波火災の初期消火対応は困難と考えられる) 	<ul style="list-style-type: none"> — (津波火災の初期消火対応は困難と考えられる) 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波火災の発生箇所を複数機関で状況把握し、消火・避難誘導等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> — (津波火災の初期消火対応は困難と考えられる)
4	液状化被害	<ul style="list-style-type: none"> 液状化により沿岸部の建物やライフラインに被害 道路の段差による通行支障 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ライフラインや重要施設の液状化対策の促進(対策費用の助成等) 	<ul style="list-style-type: none"> — (自主的な液状化対策は困難) 	<ul style="list-style-type: none"> <建設業者> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 液状化危険地域における新築時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> <ライフライン事業者> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン被害個所の応急復旧 ➢ 地下埋設管の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> — (自主的な液状化対策は困難)
5	地盤被害	<ul style="list-style-type: none"> 盛り土の崩壊による家屋の傾斜、損壊 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所の立ち入り禁止措置 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 時間が経過している盛り土地域の把握、崩壊対策の実施促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 造成地における盛り土・切り土の違い、地震時等の災害による被害等について理解 	<ul style="list-style-type: none"> <建設業者> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 造成地における崩壊対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害確認結果（斜面崩壊等の発生箇所）を行政機関に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> — (自主的な地盤対策は困難)
		<ul style="list-style-type: none"> 河川（旧河川含む）、堤防、ため池等の決壊、浸水 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害発生により危険な土木構造物等への注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 堤防、旧河道、ため池等の耐震性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○（必要に応じ）避難体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の一時移転、浸水対策等（状況に応じて検討、実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害発生箇所（土砂崩れ等）の監視、避難勧告の発令準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織等による見回り ○砂防ボランティア等と連携した注意喚起

災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
		【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部が地盤沈下し、生活や漁業等の事業に影響 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における浸水対策(仮設の防潮堤や土のうによる)の実施支援 ○仮設設備(港湾設備、市場、倉庫等)の設置や応急的なかさ上げ等による港湾等の機能確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○(必要に応じ)避難体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の一時移転、浸水対策等(状況に応じて検討、実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な対策に必要な資機材等の調達、確保(土のうや仮設の防潮堤等) 	<ul style="list-style-type: none"> <消防団> ○土のう積み等の応急的な対策への参加
6	<p>高層ビル等の被害 (長周期地震動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ビル上階で長周期地震動により、家具等の転倒およびそれに伴う人的被害が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県有施設の上層階における家具転倒防止対策等の実施 ➢ 事業所、高層マンション等に対する長周期地震動への注意喚起 ※参考:東京消防庁による超高層ビルの揺れヒアリング調査 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ (上層階における)長周期地震動の被害に備えた家具の固定等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ (上層階における)長周期地震動の被害に備えた家具の固定等 <p><建設業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 制震・免震構造の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所、高層マンション等に対する長周期地震動への注意喚起 ➢ 制震・免震構造の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ビル管理組合、マンション管理組合等による長周期地震動への注意喚起 ➢ 配慮が必要な人の家において、住民同士で協力し、家具固定等の対応を実施
	<p>(エレベータ停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> 揺れによる自動停止や停電により、エレベータが停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎内の停止エレベータからの救出 ➢ エレベータの地震対策(耐震設計、最寄り階への停止装置導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エレベータ停止時に備えた水、物資等の自主的な備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エレベータの地震対策(耐震設計、最寄り階への停止装置導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防・警察・エレベータ業者等の連携により、救助が優先と判断される施設(病院等)のエレベータからの救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○協力して停止したエレベータの閉じ込め等の確認、救出作業 ➢ ビル管理組合、マンション管理組合等によるエレベータの地震対策(救助用工具の準備等)

②地震発生当日の対応

※産業への影響、対応について、ライフラインおよび災害対応体制の確保の項目内で【事業所】において記載している。

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
7	地震発生後の被害確認 (被害情報の収集)	<ul style="list-style-type: none"> 複数市町村および複数府県が同時に被災し、被害の全体像把握が困難 連絡が途絶し、被害状況が把握できない地域が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内市町村および周辺県、関係機関とも連携した情報収集、被害状況の共有 ➤ 県内市町村、周辺県との情報共有システム等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分および家族の安否確認 ➤ 平常時からの携帯用災害伝言版等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対応に係る拠点の確保(本部の代替、データのバックアップ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況に関する情報を被災地外へ伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織、消防団等で連携し、地域の被害状況を確認、必要に応じ行政等に連絡
	(応急危険度判定(宅地応急危険度判定)) ※右表内では「応急危険度判定」と包括して表記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定の実施個所が膨大となり、判定士が不足 ・ 判定の遅れに伴い、余震で倒壊した建物等における被害が発生 ・ 判定が済んでいない間、不安で自宅等に入れない人等により避難者数が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定士会や関係機関等と連携し、応急危険度判定の体制を直ちに確保 ○応急危険度判定の実施について県民等に周知 ➤ 被害想定に基づき、応急危険度判定調査に係る人員の確保について隣接県等も含めた事前調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査への協力 ➤ 応急危険度判定に関する教育・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> <建設業者等> ○応急危険度判定調査への応援、支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定調査への職員派遣等 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機関と連携した応急危険度判定調査の実施に係る周知(避難所等における)
8	救助・捜索活動、救急医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波による不明者の捜索活動が困難 ・ 津波による低体温症による死者の発生等、広域医療搬送、救命活動の限界 ・ 病院等での対応が膨大となり、在宅医療者への対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○不明者の救出、救助 ○自衛隊、消防・警察広域援助隊の派遣要請 ○遺体の安置、検視、火葬・埋葬対応を支援 ○緊急医療チーム(医師、看護師等)の派遣要請等 ○他県・海外からの医療支援の受入れに関する調整 ➤ 県外・海外からの支援派遣要請、受入れ体制・受入れ計画の検討・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅や地域等における応急手当 ➤ 救助、救急に関する知識等の教育啓発(AEDや応急手当に関する講習等への参加等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所内および周辺での救助、救急活動への支援(安全なスペースを一時的に応急手当の場所として提供等) ➤ 協定等による事業所の協力体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防、警察、海保、自衛隊等による不明者の救出、救助 <医療機関> ○遺体の安置、検視、火葬・埋葬対応を支援 ○医療機関における救助・救急体制の確保 ➤ 津波被害時の適切なトリアージ体制(けが人が比較的少ない)の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○不明者の捜索 ※津波警報等の解除後

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
9	電力被害（非常用電源の整備状況と実態）	<p>※東日本大震災では電柱 2.4万本被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電による災害対応業務の停止 ・ 停電による救助・救急体制の不備 ・ 停電による生活環境の低下 	<p>○重要施設における自家発電機等による電源の確保、スマートグリッドの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重要な公的施設における自家発電機および燃料の確保 ➢ 民間施設における自家発電機等の確保推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 停電時に機能を喪失する機能（トイレ等）の対策（水の確保等） 	<p>○事業継続に最低限必要な機能を確保（自家発電機の稼働、不要な電源等のオフ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自家発電機の購入 ➢ 非常時の電源使用についてBCPで検討 ➢ 停電時に機能を喪失する機能（トイレ等）の対策 	<p><電力事業者></p> <p>○電源車の適切な配分（優先的な配分場所への設置）、燃料確保のための燃料業者等との協定</p>	<p>○自家発電機を用いて、地域からの情報収集・伝達、協力して生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自主防災組織等で自家発電機を購入、訓練等により定期的に使用
10	水道被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電等による浄水場の機能停止、導水・配水管等の被害による断水 ・ 医療機関等、真水が必要な場所での機能支障 	<p>○県立病院への透析用の真水の給水等、生命に係る施設等への優先的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 導配水管の揺れ・液状化対策 ➢ 真水が必要な場所での耐震性貯水槽等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 飲料水、生活用水の備蓄等 	<p>○事業継続に最低限必要な水等を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 必要な水の備蓄等 	<p><水道事業者></p> <p>○県立病院への透析用の真水の給水等、生命に係る施設等への優先的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 飲料水、生活用水の備蓄等
11	下水道被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設や下水管、マンホール等が多数被害を受け、下水処理能力が喪失 ・ 下水道の逆流による市街地への浸水 	<p>○仮設トイレ確保、配送状況の確認および広域的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 処理施設の津波対策を検討 ➢ 下水管の揺れ・液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ トイレ用水の確保対策 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ トイレ等生活用水の確保対策 ➢ 災害時に利用可能なトイレの確保 	<p><仮設トイレメーカー></p> <p>○仮設トイレの設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ トイレ等生活用水の確保対策 ➢ 自主防災会等で仮設トイレ等を備蓄
12	通信インフラ被害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信用ビルの水没、通信設備の損壊や電源（蓄電池）枯渇、電柱の倒壊、ケーブル断等 ・ 通信途絶による被害の不明 ・ 安否確認が不能 ・ 災害対応に関する情報伝達の不備 	<p>○通信が途絶した市町村等に対する職員の派遣による情報収集</p> <p>○ヘリコプターや別の情報収集手段（インターネットやアマチュア無線等）を活用した情報伝達、収集を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 孤立可能性のある市町村における衛星携帯電話等の整備促進 	<p>○むやみに電話連絡を行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 輻輳による情報伝達困難を防ぐための意識啓発 	<p>○代替拠点における活動に切替る等、最低限必要な通信機能を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 代替拠点の確保、運用の切替えに係る訓練等の実施 	<p><通信事業者></p> <p>○行政機関や避難所等、重要な拠点を中心に移動通信局、非常用固定電話等による通信機能を確保</p> <p>○防災関係機関、ボランティア等に、衛星携帯電話、携帯電話の貸与</p>	<p>○陸路によるアクセスが困難な中山間地、離島・半島部等において、代替通信手段を活用（衛星携帯電話、アマチュア無線等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自主防災組織等における衛星携帯電話による通信訓練

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
13	交通インフラ被害 (道路、交通機関の途絶)	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線、空港等が被災し公共交通機関によるアクセスが困難 沿岸部の道路が寸断され陸路による応援、物資搬送に影響 	<ul style="list-style-type: none"> ○県道の通行機能を確保、その他重要な道路について道路管理者と調整の上、啓開作業を行う等支援 ○港湾機能の復旧作業を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 孤立可能性のある市町村におけるヘリコプター臨時離発着場の確保等の推進 	—	<ul style="list-style-type: none"> <交通事業者> ○被害に応じた代替輸送手段の確保、周知 <物流事業者等> ○被災地内の輸送拠点の機能を代替拠点に移して、最低限必要な移動・輸送機能を確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 代替拠点の確保、運用の切替えに係る訓練等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、鉄道の被害確認、早期復旧のための重要な拠点等を中心に移動通信局等による電波確保 ○防災関係機関、ボランティア等に、衛星携帯電話、携帯電話の貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ○重症者や通院者等、直ちに移動が必要な場合に地域内で協力(利用可能な自家用車の活用等)して対応
	(帰宅困難者の発生)	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線、鉄道の運行休止により駅周辺の混雑の発生 市街地の歩車道上の混雑、渋滞 	<ul style="list-style-type: none"> ○主要駅周辺における滞留者対策を企業等と連携して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○むやみに自宅に向けて帰宅を開始しない 	<ul style="list-style-type: none"> <駅周辺の事業者> ○事業者同士で連携して帰宅困難者の誘導等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各企業で従業員、帰宅困難者の受入れ対応を検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地の渋滞等の状況を把握し、関係機関間で状況を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅支援(水の配布、休憩場所の提供等)
14	災害対応体制の維持と活動 (行政や企業の被災対応、事業/業務継続能力の確保)	<ul style="list-style-type: none"> 地震動・津波による庁舎の被災 ライフライン途絶による機能喪失 職員(首長含む)が多数被災 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村への応援職員の派遣 ○OB職員の活用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 行政庁舎等の重要施設の耐震化およびライフライン途絶時の機能確保 ➢ 職員の自宅での対策 ➢ 業務継続計画の策定および業務継続体制の確立(訓練の実施、必要資源の確保等) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○原材料の調達、製品の納入等について、被災地外の代替拠点等を活用して事業を維持 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所におけるBCPの策定 ➢ 原料等の調達・納品先と連携した代替調達等による事業継続の方針検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害を受けた防災関係機関は、代替施設での災害対応業務の継続を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織、防災リーダー等を中心とした地域で自活した応急生活の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難訓練等の実施

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
15	農林漁業施設等被害 (揺れによる施設被害)	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設の被災による二次被害等の発生 ※東日本大震災では、ため池が決壊し、浸水による死傷者が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業施設の被害等の迅速な確認 ➢ 国・県・市町村の連携による県内の農林漁業施設の耐震性確認および周辺住民への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等からも災害時に不安のある設備等については行政機関に連絡(農林漁業施設は無数にあり、公的機関のみでは被害把握が効率的ではないため) 	<ul style="list-style-type: none"> <農林漁業従事者> ○事業が再開可能となるための条件等を整理して行政等に支援要請 ※当面の事業再開が困難とみられる場合は生活資金の支援や就労支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害が発生した農林漁業施設等の応急復旧 ➢ 農林漁業施設が整備された時期の確認、古い施設の再整備等について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等からも災害時に不安のある設備等の見回り等の実施
	(津波による被害)	<ul style="list-style-type: none"> 津波により田畑が浸水し、農産物の生産再開が長期的に困難 沿岸部で漁船、養殖施設(種苗)等が流出 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、JA、漁協等が復旧作業(塩抜きや土の入れ替え、護岸再整備等)を支援 ○被災事業主への応急対策(金融機関に対する緊急的な貸付や、債権回収時期の延期等の緩和策の実施要請等) 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○生産されるものを地域のアイデアあるいはボランティア等との連携で販売する等、新しい産業としての再開を検討
16	港湾施設の被害	<ul style="list-style-type: none"> 漂流物や地盤沈下等による船舶の接岸、陸揚げ作業が困難 港湾機能の喪失に伴う地域全体の生活・業務の活力が低下 	<ul style="list-style-type: none"> ○できるだけ早期に港湾部の機能回復を図る ○代替機能を他の港湾に求める 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○代替港湾を利用して業務を継続(代替港湾と被災地の事業所とのアクセス確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾関係者による漂流物の撤去、早期復旧 ➢ 所管する港湾の耐震化、耐震バースの整備 	—
17	危険物施設被害	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波による火災、流出、破損等が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設の被害、危険物等の漏えい状況を迅速に把握 ○危険物の漏えい状況を踏まえた避難勧告および指示の迅速な発令 ➢ 津波時の危険物の漏えい防止策 ➢ 被害確認を特に優先すべき施設等の把握 ➢ 防潮堤の強化、危険物施設の移転 	—	<ul style="list-style-type: none"> <危険物取扱業者> ○危険物の被害、漏えい等の状況を迅速に把握、行政機関等に報告 ➢ 危険物の所在、地震時に発生し得る漏えい等の被害影響範囲等を事前に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設の火災、爆発等に対応するための資機材(特殊消防車等)を適切に配備 	—

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
18	石油コンビナート被害	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス施設の爆発や危険物施設の火災が発生し、周辺住民に避難指示、勧告等を発令 	<ul style="list-style-type: none"> ○石油コンビナート施設の被害、火災の発生・爆発の危険等の状況を迅速に把握 ○火災発生状況等を踏まえた、避難勧告および指示の迅速な発令 ➤ 被害予測に基づき、石油コンビナート等特別防災区域周辺住民の避難対策 ➤ 防潮堤の強化、危険物施設の移転 	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 貯蔵量が多い等、被害確認を特に優先すべき施設等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊消防車による消火活動および特殊消防車等の応援要請 ➤ 石油コンビナートの火災に対応するための消防体制を整備(特殊車両の増強等) 	—

③地震発生～1週間後程度の対応

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
19	被害調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 大量の被害認定調査が必要、見舞金や生活再建支援金の配布のため迅速な調査が必要 大量の応援職員等の協力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害認定調査の拠点設置 ○応援職員を含めた調査体制の確保、調査実施 ○県民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 被害認定調査結果の活用に関する理解 	<ul style="list-style-type: none"> <建設業者> ○被害認定調査への協力 ➢ 事前の被害認定に関する訓練、講習等 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害認定調査の応援職員を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機関からの連絡に応じて、被害認定調査の実施、対応に関する周知等（避難所、広域避難者等に対して）
20	避難者対応 (大量の避難者の発生)	<ul style="list-style-type: none"> 大量の避難者の発生に伴い避難所が多数設置 大量の物資支援、情報伝達を実施する必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における避難所開設状況および避難者数の把握 ○必要物資量を取りまとめ、関係機関（物流および小売企業、被災地外の地方公共団体、政府等）に支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り避難所に行かず自宅等で生活 ➢ 自宅の耐震化、物資の備蓄等により、避難所に避難しない準備 	<ul style="list-style-type: none"> <物流業者> ○水・食料、生活必需品等を避難所等に配送 ➢ 物資提供に係る協定等の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の衛生面での対応のために医療チーム・保健衛生チームを派遣する等、生活環境の確保対策 	—
	(避難所の不足)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所となる公共的な施設等が、高台等の安全な場所に不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所が不足した場合、利用可能な県有施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ※津波により自宅周辺が壊滅すると避難場所が確保できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業等のオフィスや体育館等の関連施設も活用し、一時的に避難可能なスペースを創出 	<ul style="list-style-type: none"> <自衛隊> ○指定避難所以外で情報伝達、物資輸送等が困難な避難者や集落に対し、ヘリコプターや特殊車両等により支援 ○必要に応じて指定避難所への移送 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の集会所、民家等、住民同士のコミュニティの延長で自活して避難所生活
	(特別な配慮)	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインが途絶した病院や社会福祉施設の入院・入所者を、被災地外へ広域避難させる必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・福祉対応が必要な被災者のための避難所(福祉避難所等)の広域圏での確保、受入れ調整(移動手段の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅や避難所等での不自由な生活が困難な場合は支援を要請 	—	<ul style="list-style-type: none"> <医療機関等> ○医療チーム等の派遣 ○配慮が必要な被災者の移送 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所での生活が困難な配慮が必要な人々等を地域で支援しながら生活
	(避難所運営の困難)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営が円滑に進まず、一部の被災者や学校の教師等に負担が集中 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難所運営訓練等による人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所では助け合いながら生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営者と連携して物資等を調達、搬送 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会等で協力して避難所運営 ➢ 避難所運営協議会等の設置、運営体制の事前検討

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
21	物資の備蓄・支援	<ul style="list-style-type: none"> 燃料不足による配送困難 避難所等が把握できず、物資等が届かないケースが発生 市町村における物資の受入れ場所の不足および大量の物資管理の困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料の確保、配送車両の応援、調整 ○県有施設における物資の広域的な受入れおよび管理体制の確保 ○市町村と連携し、物資の配送先および配送状況の確認、配送困難な場所へのヘリコプター等による配送手段の確保について調整 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事前に自ら生活に必要な物資等は確保 	<ul style="list-style-type: none"> ＜物流業者＞ ※19と重複 ○水・食料、生活必需品等を避難所等に配送 ➤ 物資提供に係る協定等の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○優先的な燃料の配布先を調整（病院や福祉施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の支援ニーズを吸い上げ、物資の調達等必要な対応を実施
22	孤立集落の発生	<ul style="list-style-type: none"> 被害範囲が広域で、孤立集落への情報伝達・物資輸送等に十分な人材・資機材が割けない 通信環境が回復していない間は、支援が行き届いていない集落等の対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立集落からの情報連絡体制を確保 ➤ 衛星携帯電話の事前配布 ➤ 孤立可能性のある集落のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 孤立集落等における自主防災組織の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> － 	<ul style="list-style-type: none"> ＜自衛隊＞ ○孤立集落の情報収集、全集落の避難等を、ヘリコプターを用い実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織や町内会を中心に孤立集落内での自活した生活を実施
23	ボランティア受入れ、連携	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの受入れ体制が整わず、被災者対応に必要な人材等が不足 被災者側に、ボランティア支援を遠慮する雰囲気 	<ul style="list-style-type: none"> ○県社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア受入れ拠点および受入れ体制を確保 ○市町村ボランティアセンター等と連携したボランティア派遣を実施 ➤ ボランティアの受入れ、コーディネート等の業務に係るマニュアル等の作成および訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア支援に関するニーズ等を（個人または避難所、仮設住宅単位等で）取りまとめて要望 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業のボランティアによる支援 ＜商工会、経団連等＞ ○ボランティアの活動に必要な資機材や活動資金等の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会におけるボランティア活動調整の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織と連携した地域に密着したボランティア活動

④地震発生～1か月後程度の対応

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
24	仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> 大量の仮設住宅及び建設候補地の確保が必要 時間を要した場合、被災者の不安につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村から仮設住宅の必要戸数の予測数を把握 ○応急仮設住宅の発注 ○県営住宅等の空き家戸数を確認 ○市営住宅等、その他の公営住宅、および民間賃貸住宅の空き家戸数を確認 ➤ 被害想定をもとに、応急仮設住宅の必要戸数を確認 ➤ 公営住宅・民間賃貸住宅の空き家戸数の把握 	(仮設住宅での生活が困難な場合は自力で転居先を決定)	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー等の特殊な配慮について留意 ➤ プレハブ協会との協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○早急に建設を開始するための各業界団体等への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅の入居者に対する生活のケア
25	広域避難対応	<ul style="list-style-type: none"> 被災地が広範囲に及び、他府県への広域避難の調整も難航する可能性 ※東日本大震災では東北・関東を中心に全都道府県へ広域避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域避難を受入れる都道府県、政令市との調整 ○広域避難により、誰がどこに避難した、というリストを作る仕組みが必要 	○自主的な広域避難（親戚等）に際しての自治体等への情報提供	○被災地で業務が継続できない企業等の一時的な代替地への移転	○病院や社会福祉施設等における、要援護者等の広域避難対応	○避難先で支援を行っているボランティアと、元の居住地の行政、地元の町内会等とが情報を共有
26	災害廃棄物対応	<ul style="list-style-type: none"> 膨大ながれきの発生 がれき仮置き場の不足および撤去の遅れ 未処理のがれきおよび仮置き場のがれきの異臭等 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、廃棄物処理を実施 (廃棄物処理業務が困難な被災市町村からの委託) ○廃棄物処理の中長期的スケジュールの検討 ○海上の廃棄物(県所管の港湾施設周辺)の処理 ※埋め立て場所がないことに留意 	—	○リサイクルが可能な事業者等によるがれきの有効活用	○他の自治体等との連携による広域処理	○ボランティア等の支援者によるがれき撤去作業の支援

	災害対応項目	懸念される被害や影響等	必要な災害対応の内容				
			【県、市町村】	【県民】	【事業者】	【防災関係機関】 (国、指定公共機関)	【地域の組織・団体、ボランティア等】
27	災害復興 (復興の基本方針)	・ 被災者の移転等により地域の再建方針が決定できない	○避難中の被災者への情報伝達、意見徴収 ○地域の基幹的な産業、店舗等に対する復興後の被災地における業務再建の方向性に関する問合せ	○復興後のまちに関する積極的な意見 ○(広域避難等で被災地にいない場合)復興後の自宅再建等に関する地元の情報収集等	○(被災地から一時移転等した場合)復興後に戻るかどうかの検討 ➤被災地での業務継続が困難な場合の、地域への帰還スケジュール等をBCPで検討	○地域の再建に係る費用や手法等の支援に関する調整(防災集団移転、市街地再開発、小規模住宅地区等改良事業等の過去の復興事例等の提案等)	○復興に関する意見交換や意見徴収の場の運営 ○広域避難している被災者等に対する復興計画の進捗や意見徴収等の対応について支援
	(義援金の配分)	・ 被災者の当座の生活資金が不足	○義援金の配分方針を早期に決定し、第一次配分を実施	—	(被災地外からの寄付等)	○義援金の配分方針、スケジュール等の助言(被災経験のある市町村等による)	—
	(地元主体による検討等の活動)	・ 被災者の意見調整等の難航	○座談会や復興イベント等による意識啓発	○復興後のまちに関する積極的な意見	○業務の再開や特産品の再生産等による復興対応	—	○中間支援組織、ボランティアによる地元コミュニティ活動の支援
	(配慮が必要な人の生活支援)	・ 仮設住宅、公営住宅に入居した高齢者等が、コミュニティに馴染めず心労が重なる(孤独死等の可能性)	○生活援助員等を創設し、該当する被災者への支援を実施 ○移動店舗やコミュニティバス等、生活支援策を検討	○従前と異なる居住地において、新しいコミュニティ構築を図る	—	○孤独死等を防ぐための医療関係者やカウンセラー等の派遣、および留意事項等を周知	○見守りボランティア、足湯ボランティア等の被災者とのコミュニケーション
	(経済の活性化)	・ 復興需要が被災地外に流れ、地元経済の再建につながらない	○被災地内である程度、経済活動が成り立つ仕組み等の構築 ※小千谷・柏崎「弁当プロジェクト」等	○支援物資等に頼る生活から、自活した市場経済上の生活へと移行	○個々の地域にあった地域内経済の姿について検討する。	—	○被災者支援を継続しながら、地域経済の回復に貢献できるよう、物資の配布等から徐々に次の支援体制へと移行
	(復興基金)	・ 地域のきめ細かな復興対策に必要な資金が確保できず、復興の気運が衰える	○復興基金を創設し、効率的な配分を実施する体制(助成対象となるか等)、判断基準等を整える。	○住民同士、行政、ボランティア等と連携し、復興基金を用いた地域再建の方法を検討	○企業再建に係る基金の内容を確認し、助成等を検討する。	○基金の創設、運用に係るアドバイス等(過去の被災自治体)	○復興基金の運用、住民等による申請等の支援
	(風評被害対応)	・ 観光業等が、震災後に急速に行政が悪化	○営業再開を事業者から早期から要請し、再建支援	○県民一人ひとりによる被災地外への情報発信	○観光業と農林漁業、製造業等を組み合わせたキャンペーンや製品開発等を図り、被災地外にアピール	○風評被害対策、復興後の再建アピールを政府等でも実施	○地元の組織(産・官・学)が連携し、被災地の客足を回復させる対策を検討